平成２５年（フ）第１００２号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区13棟302号
債務者　川瀬　蓉子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西内　洋人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
福岡県糸島市篠原西２丁目７番58号　101
債務者　浦田　　光
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　補伽圭史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１２８号
愛知県岡崎市大和町字荒田57番地５
債務者　白石真佐子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
岐阜県高山市丹生川町町方1899番地８
債務者　古川順治こと　扇原　順治
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中屋　利洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０号
長崎県南松浦郡新上五島町曽根郷1701番地
債務者　木戸　一茂
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第１５２号
北海道二海郡八雲町富士見町５番地　メゾンクローバー102号
債務者　田村　桃枝（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
函館市昭和３丁目４番20号
債務者　大谷　和也
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６号
埼玉県本庄市東台４丁目５番13号　マンションメルサ209
債務者　池田　理恵（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６号
和歌山県田辺市平瀬808番地の１
債務者　大南　共子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３４号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1422番地
債務者　荒木キヨ子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第５１号
愛知県知立市谷田町本林２丁目８番地１　コーポラス谷田201号、前住所愛知県知立市谷田町本林２丁目15番地２　グローリアス東刈谷北105号
債務者　瀬之口義隆
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
愛知県岡崎市六名新町８番地24　コーポラス神田303、前住所愛知県一宮市西島町１丁目42番地２
債務者　沖田　智宏
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
埼玉県上尾市大字平方1707番地４　サンコーポ102
債務者　丸山　正美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
埼玉県幸手市栄６番１―205号
債務者　矢島たか子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
埼玉県川口市柳崎２丁目４番20号　グリーンパーク風間101号
債務者　村上　修一
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
埼玉県上尾市大字原市1380番地１　三井金属社宅Ｂ―501
債務者　柴田　陽介
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―313
債務者　永井　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係